

奈良県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十一月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十九号

奈良県漁業調整規則の一部を改正する規則

奈良県漁業調整規則（昭和四十年三月奈良県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「―第四条」を「・第二条」に改め、「水産動物の」を削り、「第五条―第十二条」を「第三条―第十九条」に、「漁業取締り等（第二十三条―第三十二条）」を「漁業調整に関するその他の措置（第二十条―第二十六条）」に、「第四章 罰則（第三十条―第三十六条）」を「第五章 雑則（第二十八条―第三十条）」に改める。

第六章 罰則（第三十一条―第三十四条）」

第一条中「及び」を「、」に、「あいまつて漁業取締り、」を「相まつて、奈良県における」に、「その他漁業調整」を「及び漁業調整」に、「併せて漁業秩序の確立を期する」を「もつて漁業生産力を発展させる」に改める。

第二条を削る。

第三条の見出し中「選定又は変更の」を削り、同条中「代表者選定又は変更届（第一号様式）」による」を「次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行う」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 代表者として選定された者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

第三条を第二条とし、第四条を削る。

第二章の章名中「水産動物の」を削る。

第五条の見出し中「水産動物の」を削り、同条ただし書を削り、同条第四号中「う飼漁法」を「鵜飼漁法」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定（第四号を除く。）は、次に掲げる場合は、適用しない。

- 一 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合

二 法第七十条第一項の遊漁規則に基づいて採捕する場合
第二章中第五条を第三条とする。

第六条第一項中「前条の規定による」を「前条第一項の」に、「採捕許可申請書（第五号様式）」を「漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 採捕の種類

三 採捕する区域、期間及び水産動物の種類

四 漁具の数及び規模

五 採捕に従事する者の氏名及び住所

六 その他参考となるべき事項

第六条第二項中「提出があつた場合において必要があると認めるときは、当該申請者に対し、」を「ほか、採捕の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める」に、「ことがある」を「ことができる」に改め、同条を第四条とする。

第八条を削る。

第七条ただし書を次のように改める。

ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、三年を超えない範囲内で、漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。

第七条を第八条とし、同条の前に次の三条を加える。

（許可をしない場合）

第五条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。

一 申請者が次条各号のいずれかに該当する者である場合

二 漁業調整のため必要があると認める場合

2 知事は、前項の規定により採捕の許可をしないときは、奈良県内水面漁場管理委員会（以下「漁場管理委員会」という。）の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもつて通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

（許可についての適格性）

第六条 採捕の許可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- 一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
- 二 暴力団員等であること。
- 三 法人であつて、その役員又は漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。
- 四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

（許可の条件）

第七条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、採捕の許可をするに当たり、採捕の許可に条件を付けることができる。

2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、採捕の許可後、漁場管理委員会の意見を聴いて、当該採捕の許可に条件を付けることができる。

3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第二項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第十八条から第二十二条まで、第三章の章名及び第二十三条を削る。

第十七条の見出し中「採捕許可証」を「許可証」に改め、同条第一項中「採捕許可証」を「許可証」に改め、同項に後段として次のように加える。

前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

第十七条第三項中「又は解散した」を「、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅した」に、「合併後存続する法人、合併によつて設立した法人又は清算人」を「清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人の代表者」に改め、同条を第十九条とする。

第十六条の見出し中「採捕許可証」を「許可証」に改め、同条中「採捕許可証」を「許可証」に、「再交付するものとする」を「再交付する」に改め、同条各号を次のように改める。

一 第七条第二項の規定により採捕の許可に条件を付け、又は同条第一項若しくは第二項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。

二 第十一条第二項又は第十二条第一項の規定により、許可を変更したとき。

三 第十六条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

第十六条を第十八条とする。

第十五条の見出し中「採捕許可証」を「許可証」に改め、同条中「採捕許可証」を「許可証」に、「き損した」を「毀損した」に改め、同条後段を削り、同条を第十七条とする。

第十四条の見出し中「採捕許可証」を「許可証」に改め、同条中「採捕許可証の」を「許可証の」に改め、「（許可の内容たる記載事項及び条件を除く。）」を削り、「採捕許可証書換交付申請書（第八号様式）に当該採捕許可証を添えて知事に提出し、」を「次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、知事に許可証の」に改め、同条に次の各号を加える。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 採捕の種類

三 許可を受けた年月日及び許可番号

四 書換えの内容

五 書換えを必要とする理由

第十四条を第十六条とし、第十一条から第十三条までを削る。

第十条の見出し中「採捕許可証」を「許可証」に改め、同条中「採捕許可証」を「許可証又は前条第二項の規定による許可証の写し」に改め、同条を第十五条とする。

第九条の見出しを「（許可証の携帯の義務）」に改め、同条中「採捕許可証」を「前条の許可証」に、「従事者」を「採捕に従事する者」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動物を採捕するときは、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

第九条を第十四条とし、同条の前に次の五条を加える。

(許可の失効)

第九条 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、当該許可は、その効力を失う。

(採捕の休止による許可の取消し)

第十条 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間その許可に係る漁具又は漁法により水産動物を採捕しないときは、漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

2 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第十二条第一項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第二百十条第一項の規定による指示若しくは同条第十一項の規定による命令により第三条第一項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第一項の規定による採捕の許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(適格性の喪失等による許可の取消し等)

第十一条 知事は、採捕の許可を受けた者が第六条各号のいずれかに該当することとなつたときは、漁場管理委員会の意見を聴いて、当該採捕の許可を取り消さなければならない。

2 知事は、採捕の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、漁場管理委員会の意見を聴いて、当該採捕の許可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(公益上の必要による許可の取消し等)

第十二条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、漁場管理委員会

の意見を聴いて、採捕の許可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(許可証の交付)

第十三条 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

一 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

二 採捕に従事する者の氏名及び住所

三 許可の有効期間

四 条件

五 その他参考となるべき事項

第二十四条第一項中「次の」を「何人も、次の」に、「水産動物（卵を含む。以下次項において同じ。）は」を「水産動物を」に、「同表下欄」を「同表の下欄」に、「期間は、これを」を「期間中、」に改め、同項の表を次のように改める。

		水産動物		禁止期間	
あまご	全長十センチメートルを超えるもの及び卵	全長十センチメートル以下のもの	周年	十月一日から翌年二月末日まで	
	やまめ	全長十センチメートルを超えるもの及び卵	周年	十月一日から翌年二月末日まで	
いわな	全長十センチメートルを超えるもの及び卵	全長十センチメートル以下のもの	周年	十月一日から翌年二月末日まで	

	全長十センチメートル以下のもの	周年
あゆ及びその卵	一月一日から五月二十五日まで	
うぐい及びその卵	四月一日から五月二十五日まで	
こい（全長十五センチメートル以下のものに限る。）	周年	
うなぎ（全長三十センチメートル以下のものに限る。）	周年	

第二十四条を第二十条とし、同条の前に次の章名を付する。

第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置

第二十五条を削る。

第二十六条の見出しを「（漁法の制限及び禁止）」に改め、同条第一項中「次に」を「何人も、次に」に改め、同条第二項第一号中「水眼鏡」を「水中眼鏡」に、「使用してやり」を「使用し、かつ」に、「の期間。」を「（吉野郡十津川村北山川にあつては、一月一日から五月二十五日まで）の期間」に改め、同号ただし書を削り、同項第二号中「利用する漁法」の下に「（鵜飼漁法の場合及び食用がえるをとる場合を除く。）」を加え、「期間。」を「期間」に改め、同号ただし書を削り、同条第二十一条とする。

第二十七条中「次に」を「何人も、次に」に、「の採捕をしては」を「を採捕しては」に改め、同条を第二十二条とし、第二十八条を削る。

第二十九条の見出し中「さく河魚類」を「溯河魚類」に、「しや断して」を「遮断して」に改め、同条中「さく河魚類」を「溯河魚類」に、「しや断する」を「遮断する漁具又は」に、「をする」を「を行う」に、「開通させておかなければ」を「開通しなれば」に改め、同条を第二十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（有害物質の遺棄漏せつの禁止）

第二十四条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があるとき、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の適用を受ける者については、適用しない。

（砂れきの採取禁止）

第二十五条 第二十二條に規定する禁止区域内並びに知事が定める区域及び期間内においては、砂れきを採取してはならない。ただし、河川管理上必要がある場合その他やむを得ない事由がある場合において知事が許可したときは、この限りでない。

2 知事は、前項の区域及び期間を定めるとき並びに変更又は廃止したときは、公示するものとする。

第三十一条及び第三十二条を削る。

第三十三条第一項各号を次のように改める。

一 第三条第一項、第二十条から第二十三条まで、第二十四条第一項又は第二十五条第一項の規定に違反した者

二 第七条第一項又は第二項の規定により付けた条件に違反した者

三 第十一条第二項、第十二条第一項又は第二十四条第二項の規定に基づく命令に違反した者

第四章中第三十三条を第三十一条とする。

第三十四条中「第九条（第三十条第九項）」を「第十四条第一項（第二十六条第八項）」に改め、同条を第三十二条とする。

第三十五条中「その法人又は人の」を「、その法人又は人の」に、「第三十三条」を「、第三十一条第一項」に改め、同条を第三十三条とする。

第三十六条中「第十条（第三十条第九項）」を「第十四条第三項（第二十六条第八項）」に、「第十四条、第十五条（第三十条第九項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項若しくは第二項又は第三十条第五項」を「第十五条から第十七条まで、第十九条第一項若しくは第二項又は第二十六条第五項」に改め、同条を第三十四条とする。

第四章を第六章とする。

第三十条第一項中「の規定」を削り、「水産動物」を「水産動植物」に、「又は水産動植物」を「、水産動植物」に改め、同条第二項中「特別採捕許可申請書（第九号様式

」を「次に掲げる事項を記載した申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 目的

三 適用除外の許可を必要とする事項

四 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）

五 採捕の期間及び区域

六 使用する漁具及び漁法

七 採捕に従事する者の氏名及び住所

第三十条第三項中「特別採捕許可証（第十号様式）」を「次に掲げる事項を記載した特別採捕許可証」に改め、同項に次の各号を加える。

一 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 適用除外の事項

三 採捕する水産動植物の種類及び数量

四 採捕の期間及び区域

五 使用する漁具及び漁法

六 採捕に従事する者の氏名及び住所

七 許可の有効期間

八 条件

第三十条第四項中「ある」を「できる」に改め、同条第五項中「、遅滞なくその経過」を「遅滞なく、その結果」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「、特別採捕許可証」を「特別採捕許可証」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第十条」を「第十四条」に、「第二十二条」を「第十九条」に、「第一項の」を「第一項又は第六項の規定により」に、「に準用する」を「について準用する」に改め、同項を同条第八項とし、同条を第二十六条とし、同条の次に次の第二章を加える。

第四章 漁業の取締り

第二十七条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関す

- る法令の規定又はこれらの規定に基づく処分違反する行為をしたと認めるとき（法第二十七条及び法第三十四条に規定する場合を除く。）は、法第三十一条第一項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができ。
- 2 知事は、前項の規定による処分（法第二十五条第一項の規定に違反する行為に係るものを除く。）をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 3 第一項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第五章 雑則

（漁場又は漁具の標識の設置に係る届出）

第二十八条 法第二百二十二条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

（標識の書換え又は再設置等）

第二十九条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなつたとき又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

（添付書類の省略）

第三十条 この規則の規定により同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

第一号様式（その一）から第十号様式までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号。以下「改正法」という。)附則第二十九条の規定によりこの規則による改正後の奈良県漁業調整規則(以下「新規則」という。)第三条第一項の規定によってしたものとなされるこの規則による改正前の奈良県漁業調整規則(以下「旧規則」という。)第五条の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧規則第十二条の規定は、なおその効力を有する。

3 改正法附則第二十九条の規定により新規則第二十六条第一項の規定によってしたものとなされる旧規則第三十条第一項の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、同条第六項の規定は、なおその効力を有する。

4 この規則の施行の前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの規則の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。